

## 秋田県農林水産部における公的研究費等の管理・監査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、秋田県農林水産部が所管する公設試験研究機関（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、林業研究研修センター）（以下「公設試」という。）における公的研究費等の適正な管理と監査体制を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 公的研究費等

ア 文部科学省及び他府省（これらが所管する独立行政法人等を含む）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。

イ ア以外の資金配分機関から、当該資金の使用及び管理について本規則を準用すべき旨の申し出があった研究資金。

#### (2) 構成員

公設試に所属する会計年度任用職員を含む、研究員、事務職員、技能職員及びその他関連する者。

#### (3) 不正

実態と異なる謝金又は賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求など、故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

#### (4) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、公設試が公的研究費等の運用・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育。

#### (5) 啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、公設試が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般。

#### (6) 通報

公設試内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出及び相談、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いをする。

### (最高管理責任者)

第3条 各公設試全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、農林水産部長とする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

#### (統括管理責任者)

第4条 各公設試に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について当該機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、各公設試の長とする。

3 統括管理責任者は、公的研究費等の不正防止並びに運営・管理のため、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員（以下「構成員」という。）に対するコンプライアンス教育を企画し、受講状況を管理監督するとともに次条に規定するコンプライアンス推進責任者に必要な指示を行う。

(3) 構成員が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等の状況を把握し、必要に応じて改善を指導する。

#### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 各公設試に、統括管理責任者を補佐し、構成員に対するコンプライアンス教育を実施するコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、各公設試の総務管理室長、企画経営室長又は総務企画室長とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 各公設試における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(4) 構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### (監事)

第6条 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる監事を置く。

2 監事は、農林政策課研究推進班長とする。

3 監事は、各公設試の防止計画推進部署・内部監査部門と連携し、次の各号に定める役割を担うものとする。

(1) 各公設試が実施する不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を確認する。

(2) 各公設試の不正防止計画が、不正発生要因に対応しているかを確認する。

(3) (1) 及び (2) で確認した結果について、最高管理責任者に定期的に報告し、

意見を述べる。

#### (行動規範等)

第7条 構成員は、公的研究費等の原資が国民の税金であり、公設試の責任において管理するものであることを十分に認識し、次に定める行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 構成員は、配分機関が定める研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン等の趣旨を理解し、研究の推進に当たっては、これらの定めに従い公的研究費の適正な使用に努めなければならない。
- (2) 構成員は、公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識の下で公的研究費等を管理しなければならない。
- (3) 構成員は、公的研究費等の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この規程及び関係法令等に基づき、職務権限に応じた明確な決裁手続き等を行わなければならない。

2 統括管理責任者は、研修、指導等のコンプライアンス教育を通じて、前項の行動規範等を周知徹底し、関係者の意識向上に努めるとともに、構成員の受講状況及び理解度について把握しなければならない。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、受講の機会等に構成員から別記様式第1号の誓約書の提出を求めるものとする。

#### (公的研究費の適正な運営・管理)

第8条 統括管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費等の受け入れ及び使用に関する事務を総務管理室総務班又は総務企画室総務企画班に処理させるものとする。

2 公的研究費等の事務処理手続きについては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田県条例第63号）等（以下「財務規則等」という。）の定めに基づき準拠するものとする。

3 統括管理責任者は、公的研究費等の事務処理に関して統一的な理解を図るため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 公設試における公的研究費等の事務処理及び不正防止に係る取組について、各部門で取扱いに差違が生じないように、機関全体の観点からモニタリングを行うこと。
- (2) 構成員の役割分担を含む事務分掌について、公設試内の合意形成を図るとともに、事務遂行の実態との間に乖離が生じないように、適切な措置を講ずること。

4 統括管理責任者は、公的研究費等の事務処理手続きについては、財務規則等を準用することを構成員に対して周知し、効率的かつ適正な執行に努めるものとする。

5 構成員は、常に予算の執行状況を把握し、研究を推進しなければならない。

#### (通報窓口)

第9条 公的研究費等の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 各公設試に対する通報窓口は、総務管理室又は総務企画室に設置するものとする。

- (2) 県に対する通報は、秋田県公益通報受付窓口（総務部総務課）とし、「職員等からの通報処理に関する要綱」により取り扱うものとする。
- 2 公的研究費等の不正に関して疑いがあると思料する者は、封書、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談等により通報窓口に通報するものとする。
  - 3 前項の規定による通報は、原則として、当該通報を行った者の氏名、連絡先、不正行為を行ったとする職員の氏名又は研究グループ等の名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されなければならない。
  - 4 総務管理室又は総務企画室職員は、通報を受け付けたときは、速やかに当該通報の内容を統括管理責任者を經由し、最高管理責任者に報告するものとする。
  - 5 前項による報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。この場合において、最高管理責任者は、あらかじめ、指名する職員に事実関係の調査を命ずることができる。
  - 6 最高管理責任者は、通報者の保護を徹底するとともに被通報者を誹謗中傷等から保護する方策を講じなければならない。

#### (不正に係る調査及び措置)

- 第10条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受けたときは、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。この場合において、最高管理責任者は、あらかじめ、指名する職員に事実関係の調査を命ずることができる。
- 2 前項の調査の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、不正調査を実施することとし、公的研究費調査会（以下「調査会」という。）を設置するものとする。なお、不正の疑いが存在しないと決定した場合は、理由を付して通報者に通知するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、調査会の設置に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
  - 4 調査会は、統括管理責任者を代表者とし、最高管理責任者が指名する職員若干名に加え、当該機関に属さない第三者（弁護士・公認会計士等）の会員（以下「第三者会員」という。）をもって構成する。調査会が必要と認めるときは、他の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
  - 5 第三者会員は、当該機関、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者の中から、最高管理責任者が選任するものとする。
  - 6 最高管理責任者は、調査会を設置したときは、調査会員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知しなければならない。
  - 7 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査会員に関する異議を申し立てることができる。
  - 8 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る会員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

- 9 調査会は、調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。
- 10 調査会は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 11 調査会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 12 調査会は、前項の調査をするにあたり、調査対象者及び関係者から事情聴取等公正な調査を実施し、不正の有無を認定するものとし、認定後は速やかに最高管理責任者へ文書で報告するものとする。
- 13 調査会は、不正がなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 14 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 15 最高管理責任者は、不正と認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 16 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 17 最高管理責任者は、配分機関から要求があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

#### (不服申立て)

- 第11条 不正と認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の定めに基づいて、不服申立てをすることができる。
  - 3 不服申立ての審査は、調査会が行い、再調査を行う旨の決定あるいは、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した旨を、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。ただし、その不服申立てを却下すべきものと決定した場合において、その申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとし、併せて、

配分機関に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 5 再調査の実施に当たり、最高管理責任者が必要と認める場合は、会員の交代若しくは追加をすることができる。
- 6 前項に定める会員の交代若しくは追加は、前条第4項及び第5項の定めに基づいて行うものとする。

#### (再調査)

第12条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合において、調査会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査会は、再調査を行わないことができる。その場合において、調査会は、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査会は、再調査を開始した場合において、その開始の日から起算して50日以内に、再調査の結果を決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者に通知し、併せて、配分機関等に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第10条第12項または本条第3項の報告により、不正行為があったものと認定または通報が悪意に基づくものと認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告により処分が課されたときは、配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

#### (不正防止計画)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費等に係る不正使用について、その疑いも含めて、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、不正を発生させる要因を把握したうえで、これらの要因に対応した不正防止計画を策定するものとする。

- 2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき、構成員に対し、不正の防止に係る啓発等を実施するものとする。

#### (防止計画推進部署)

第14条 各公設試に、機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署を置く。

- 2 防止計画推進部署は、各公設試の総務管理室、企画経営室又は総務企画室とする。
- 3 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに公設試全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定し、実施状況を

確認する。

- 4 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

#### (業者に提出を求める誓約書について)

第15条 統括管理責任者は、次の各号に掲げるものと取引する場合を除き、毎年度最初の取引の際に、別紙様式第2号の誓約書を業者に提出させなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人、公益財団法人、公益社団法人
- (3) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の公共的団体
- (4) 電気事業者、ガス事業者、水道事業者、電気通信事業者
- (5) 日本郵便株式会社及び運送業者
- (6) 弁護士・特許・税理士事務所等
- (7) 商取引の相手方ではない個人

2 統括管理責任者は、前項各号に掲げるものと取引する場合のほか、次の各号に掲げる発注をするときは、誓約書の提出を求めないことができる。

- (1) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱に係る物品供給業者等登録名簿に登録されている業者に対し、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造を発注するとき。
- (2) 秋田県建設工事入札制度実施要綱に係る建設業者等級格付名簿に登録されている業者に対し、同要綱別表2に掲げる業務を発注するとき。
- (3) 庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格等取扱要領に係る庁舎維持管理業者登録名簿に登録されている業者に対し、同要領別表1に掲げる業務を発注するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、統括管理責任者は、取引実績やリスク要因、実効性等を勘案し、特段の必要が認められるときは、業者に対して誓約書の提出を求め、または誓約書の提出を求めないことができる。

4 第10条第2項及び第12条第3項の調査により、公的研究費等の不正使用に関与したことが明らかとなった業者は、秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱及び秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準の規定を準用し、取引を停止する。

#### (内部監査)

第16条 内部監査は、最高管理責任者が指名する者が実施するものとする。

2 内部監査では、毎年度定期的に、財務規則等に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、事務処理手続きに対するチェックを実施するとともに、その記載内容と実態との乖離が生じていないか等についても検証を行う。その実施に当たっては、公設試の実態に即して不正が発生するリスクを勘案し、リスクアプローチの観点からサンプルを抽出するほか、必要に応じて抜き打ちで監査を実施するなど効果的な運用に努めるものとする。

3 内部監査の担当者は、関係職員に対して必要な資料の提出及び説明を求めることが

できるものとする。

- 4 内部監査の担当者は、内部監査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。当該報告の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、最高管理責任者は、第9条第4項の報告があったものとみなし、不正に係る調査及び措置を講じなければならない。
- 5 第10条の規定は、前項後段の場合において準用する。この場合において、「通報の受付」とあるのは、「内部監査の結果報告の日」と読み替えるものとする。
- 6 最高管理責任者及び内部監査の担当者は、配分機関が実施する調査（書面、面接、現地調査を含む）に協力しなければならない。

#### （庶務）

第17条 この規程に関する庶務は、農林政策課研究推進班が行うものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程の一部改正は、平成29年3月14日から施行する。

附則 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

## 誓 約 書

秋田県農林水産部長 様

私は、秋田県農林水産部（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び林業研究研修センター）の職員として、公的研究費等の使用に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

- 1 公的研究費等は、原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
- 2 公的研究費等の使用に当たり、当該資金の配分機関が定める規程、使用ルール及び関係法令、並びに本機関が定める規程及び使用ルールを遵守すること。
- 3 前各号に違反して、不正を行った場合は、本機関や配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
- 4 公的研究費等の使用に当たり、取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不振を招くことのないよう誠実に行動すること。
- 5 職員は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めること。

（自署）

所 属： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

当社（当法人）は、秋田県農林水産部（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び林業研究研修センター）との取引に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1) 各省庁が策定した「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨を理解し、貴機関との適正取引に寄与すること。
- 2) 貴機関との取引に当たり、「秋田県農林水産部における公的研究費等の管理・監査に関する規程」及びその他の規則並びに関係法令を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
- 3) 貴機関における内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 4) 貴機関との取引に当たり、当社（当法人）が不正に関与したと認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義がないこと。
- 5) 貴機関の職員・関係者から、不正な行為の依頼等があった場合には、貴機関の通報窓口（総務管理室又は総務企画室）に通報すること。

年 月 日

秋田県農林水産部長 殿

（所在地）

（社名）

印

（代表者役職・氏名）

印